

令和3年度 第1回 高島市図書館協議会 資料

目 次

■ 高島市図書館協議会委員名簿	1
■ 高島市立図書館の設置および管理に関する条例	2
■ 高島市立図書館の管理運営に関する規則	4
■ 図書館法	11
■ 令和3年度 高島市図書館事務分掌表	20
■ 令和3年度 高島市立図書館運営方針	24
■ 令和3年度 当初予算(図書館)	25
■ 高島市立図書館の利用状況(令和2年度)	26
■ 高島市立図書館における各種事業(令和2年度)	33

高島市図書館協議会委員名簿

任期：令和3年4月1日～令和5年3月31日

氏名	住所	備考
國松完二	栗東市出庭	前滋賀県立図書館長
平松成美	高島市マキノ町	NPO 法人代表(絵本による街づくりの会)
桂田孝司	高島市今津町	地域利用者代表
吉川 宏	高島市今津町	元小学校長 元公民館長
井上 恵美	高島市新旭町	ブックスタートサポーター おはなしボランティア
山本 恵子	高島市新旭町	障害者サービスボランティア、ブックスタートサポーター、元小学校長
桑原 栄子	高島市安曇川町	ブックスタートサポーター、おはなしボランティア、元保育士
嶋崎 ひ な 子	高島市朽木	元保育士
福原 博 美	高島市武曾横山	元小学校長
山本 永 子	高島市勝野	学校図書館ボランティア
山本 富 美 子	高島市鴨	元高等学校司書教諭
田川 美 智 恵	高島市今津町	中学校教諭
梅村 陽 子	高島市安曇川町	小学校教諭

○高島市立図書館の設置および管理に関する条例

平成17年1月1日

条例第121号

改正 平成18年3月6日条例第8号

平成24年3月29日条例第14号

平成26年6月23日条例第35号

(設置)

第1条 高島市は、資料提供を中心とする図書館サービスを行うことにより市民の生涯学習に資するため、図書館法(昭和25年法律第118号。以下「法」という。)第10条の規定により、市立図書館(以下「図書館」という。)を設置する。

(名称および位置)

第2条 図書館の名称および位置は、別表のとおりとする。

(図書館協議会)

第3条 法第14条第1項の規定により、図書館に図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会の委員(以下「委員」という。)は、学校教育および社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者ならびに学識経験のある者の中から、高島市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が任命する。

3 委員の定数は、15人以内とする。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員に特別の事情が生じた場合は、教育委員会は、その任期中であっても、これを解任することができる。

第4条 協議会に会長および副会長1人を置く。

2 会長および副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長および副会長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、図書館の管理運営に関する事項は、教育委員会規則で定める。

付 則

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

付 則(平成18年3月6日条例第8号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の高島市立図書館の設置および管理に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

付 則(平成24年3月29日条例第14号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

付 則(平成26年6月23日条例第35号)

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

別表(第2条関係)

名称	位置
マキノ図書館	高島市マキノ町蛭口260番地1
今津図書館	高島市今津町舟橋二丁目3番地1
新旭図書室	高島市新旭町旭一丁目10番地1
朽木図書サロン	高島市朽木市場792番地
安曇川図書館	高島市安曇川町青柳1173番地
高島図書室	高島市勝野670番地

○高島市立図書館の管理運営に関する規則

平成19年3月23日

教育委員会規則第3号

改正 平成26年8月27日教委規則第7号

平成26年11月25日教委規則第8号

平成28年8月26日教委規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、高島市立図書館の設置および管理に関する条例(平成17年高島市条例第121号)第6条の規定に基づき、市立図書館(以下「図書館」という。)の管理および運営について必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。

名称	開館時間
マキノ図書館 新旭図書室 朽木図書サロン 高島図書室	午前10時から午後6時まで
今津図書館	午前10時から午後7時まで ただし、土曜日は午前10時から午後9時まで
安曇川図書館	午前10時から午後7時まで ただし、金曜日は午前10時から午後9時まで

(休館日)

第3条 図書館の休館日は、別表に定めるとおりとする。

(開館時間の変更等)

第4条 前2条の規定にかかわらず、蔵書点検その他館長が必要と認めるときは、高島市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の承認を得て、開館時間もしくは休館日を変更し、または臨時に開館もしくは休館することができる。

(利用の制限)

第5条 館長が館内の秩序を乱すおそれがあると認める者は、図書館に入館することができない。

2 前項に定めるもののほか、館長は図書館の秩序を維持するため、利用者に対

し必要な指示を与え、または退館を命ずることができる。

- 3 館長は、この規則または館長の指示に従わない者に対し、図書館内の資料および施設の利用を制限することができる。

(図書館資料の個人利用)

第6条 図書、雑誌、記録、視聴覚資料その他必要な資料(以下「図書館資料」という。)を館外において利用しようとする者または視聴覚資料もしくはインターネット端末装置(以下「端末装置」という。)を館内において利用しようとする者は、高島市立図書館利用登録申請書(個人用)(様式第1号)を提出し、高島市立図書館利用カード(様式第2号。以下「利用カード」という。)の交付を受けなければならない。

- 2 利用カードは、次の各号のいずれかに該当する者で、その資格を証明できる書面を提示して利用登録を行った者(以下「個人登録者」という。)に交付する。

- (1) 市内に居住する者

- (2) 市内に勤務または通学する者

- (3) 前2号に掲げる者のほか、館長が適当と認める者

- 3 館内において視聴覚資料または端末装置を利用しようとする者は、利用カードを提示して館長に申し出なければならない。

- 4 端末装置の利用者が検索した情報のうち、館長が認める情報については印刷することができるものとし、その費用は利用者の負担とする。

- 5 個人登録者は、氏名、住所その他申請書の記載事項に変更があったときは、速やかに館長に届け出なければならない。

- 6 個人登録者は、利用カードが不要となったとき、または利用登録の資格を有しなくなったときは、利用カードを速やかに返納しなければならない。

(個人利用の期間および冊数)

第7条 個人登録者への図書館資料の貸出し期間は2週間以内とし、1人が同時に貸出しを受けることができる冊数は30冊以内とする。ただし、視聴覚資料の貸出し期間については1週間以内とし、同時に貸出しを受けることができる点数は5点以内とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、特別の理由により館長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

(図書館資料の団体利用)

第8条 図書館資料の貸出しを受けようとする団体は、高島市立図書館利用登録申請書(団体用)(様式第3号)を提出し、利用カードの交付を受けなければならない。

2 利用カードは、館長が適当と認める団体で利用登録を行った団体(以下「登録団体」という。)に交付する。

3 登録団体は、団体名、代表者名、団体の所在地その他申請書の記載事項に変更があったときは、速やかに館長に届け出なければならない。

4 登録団体は、利用カードが不要となったときは、利用カードを速やかに返納しなければならない。

(団体利用の期間および冊数)

第9条 登録団体への図書館資料の貸出し期間は1か月以内とし、1団体が同時に貸出しを受けることができる冊数は50冊以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、特別の理由により館長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

(利用カードの紛失等)

第10条 登録者および登録団体(以下この条において「登録者等」という。)は、利用カードを紛失したときは、館長に速やかに届け出なければならない。

2 登録者等は、利用カードを他人または他団体に譲渡し、もしくは貸与してはならない。

3 利用カードが登録者等以外のものによって使用され、損害が生じた場合において、登録者等にその責任があるときは、登録者等がその損害を賠償するものとする。

4 登録者等は、利用カードを破損または紛失したときは、再交付を受けることができる。この場合の費用は登録者等の負担とする。

(図書館資料の複写)

第11条 図書館利用者が、図書館資料を複写しようとするときは、著作権法(昭和45年法律第48号)第31条に規定する範囲内において、当該資料の複写を行うことができる。この場合において、当該複写により著作権法上の問題が生じた場合は、利用者がその責任を負うものとする。

2 複写に要する費用は、利用者の負担とする。

3 複写をする際に原本の解体を必要とするものその他館長が不相当と認めた

ものは、複写することができない。

(弁償の義務)

第12条 図書館資料または施設、設備もしくは備品に損害を与えた者は、速やかに文書でその旨を館長に届け出るとともに、館長の指示に従い、損害の程度に応じて、現品または現品同様の市場価格をもって弁償しなければならない。ただし、館長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 館長は、図書館資料を期間内に返却せず、かつ、返却の督促にも応じない者について前項の規定を適用することができる。

(貸出しの制限)

第13条 図書館資料は、すべて貸出しすることを原則とする。ただし、次に掲げる資料については、貸出しを制限することができる。

- (1) 新聞および新着の雑誌
- (2) 貴重な図書館資料
- (3) 前2号に掲げるもののほか、館長が指定する図書館資料

2 館長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、一定の期間図書館資料の貸出しならびに視聴覚資料および端末装置の館内利用を停止することができる。

- (1) 事実を偽って利用カードの交付を受けたとき。
- (2) 利用カードを不正に使用したとき。
- (3) 前条に規定する弁償を行わないとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、館長の指示に従わないとき。

(寄贈および寄託)

第14条 図書館資料の寄贈または寄託の申し出があったときは、教育委員会は、これを受贈し、または受託することができる。

2 図書館資料を寄贈または寄託しようとする者は、図書寄贈(寄託)申出書(様式第4号)により教育委員会に申し出るものとする。ただし、教育委員会が申出書の提出を不要と認めるときは、これを省略することができる。

3 教育委員会は、寄贈された資料の廃棄、亡失または破損等について、その責任を負わない。

4 教育委員会は、災害、盗難などによる受託資料の亡失または破損等について、その責任を負わない。

(会議室等の使用)

第15条 会議室等は、図書館の活動を推進させる目的で開催する会議、催し等に使用することができる。

2 会議室等を使用しようとする者は、高島市立図書館会議室等使用申込書(様式第5号)を使用日の7日前までに提出し、館長の許可を得なければならない。

3 館長は、前項の申込書が提出されたときは、その内容を審査し、使用の可否を決定するものとする。この場合において、施設の管理運営上支障があると認めるときは、当該申込みを不許可とし、または使用の許可に条件を付けることができる。

(報告)

第16条 館長は、図書館の管理運営状況について、その概要を毎年度終了後1か月以内に教育長に報告しなければならない。

(帳簿)

第17条 館長は、図書館の施設および備品の適正な管理保全を図るため、必要な帳簿を備えておかなければならない。

(館長の専決事項)

第18条 館長は、次に掲げる事項を専決することができる。

(1) 図書館資料の選定、収集および廃棄に関すること。

(2) 図書館資料等の弁償、修繕の指示および点検に関すること。

(3) その他軽易な事項

(その他)

第19条 この規則に定めるもののほか、図書館の管理運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(高島市立マキノ図書館管理運営規則等の廃止)

2 高島市立マキノ図書館管理運営規則(平成17年高島市教育委員会規則第26号)、高島市立今津図書館管理運営規則(平成17年高島市教育委員会規則第27号)、高島市立安曇川図書館管理運営規則(平成17年高島市教育委員会規則第28号)および高島市立朽木図書サロン管理運営規則(平成17年高島市教育委員

会規則第29号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この規則の施行の日の前日までに、前項の規定による廃止前の高島市立マキノ図書館管理運営規則、高島市立今津図書館管理運営規則、高島市立安曇川図書館管理運営規則および高島市立朽木図書サロン管理運営規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

付 則(平成26年8月27日教委規則第7号)

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

付 則(平成26年11月25日教委規則第8号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

付 則(平成28年8月26日教委規則第10号)

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

別表(第3条関係)

マキノ図書館	(1) 月曜日および火曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たる場合は、その週の水曜日 (2) 休日の翌日。ただし、その日が土曜日または日曜日に当たる場合を除く (3) 前記(1)、(2)の規定にかかわらず、12月29日から翌年の1月3日までの日
今津図書館	(1) 水曜日および木曜日 (2) 前記の規定にかかわらず、12月29日から翌年の1月3日までの日
新旭図書室	(1) 月曜日および火曜日。ただし、その日が休日に当たる場合は、その週の水曜日 (2) 休日の翌日。ただし、その日が土曜日または日曜日に当たる場合を除く (3) 前記(1)、(2)の規定にかかわらず、12月29日から翌年の1月3日までの日

朽木図書サロン	<p>(1) 月曜日および火曜日。ただし、その日が休日に当たる場合は、その週の水曜日</p> <p>(2) 休日の翌日。ただし、その日が土曜日または日曜日に当たる場合を除く</p> <p>(3) 前記(1)、(2)の規定にかかわらず、12月29日から翌年の1月3日までの日</p>
安曇川図書館	<p>(1) 月曜日および火曜日</p> <p>(2) 前記(1)の規定にかかわらず、12月29日から翌年の1月3日までの日</p>
高島図書室	<p>(1) 月曜日および火曜日。ただし、その日が休日に当たる場合は、その週の水曜日</p> <p>(2) 休日の翌日。ただし、その日が土曜日または日曜日に当たる場合を除く</p> <p>(3) 前記(1)、(2)の規定にかかわらず、12月29日から翌年の1月3日までの日</p>

○図書館法

(昭和二十五年四月三十日)

(法律第百十八号)

第七回通常国会

第三次吉田内閣

改正 昭和二十七年六月一二日法律第一八五号

同二十七年七月三十一日同第二七〇号

同二十七年八月一四日同第三〇五号

同三十一年六月一二日同第一四八号

同三十一年六月三〇日同第一六三号

同三十四年四月三〇日同第一五八号

同三十六年六月一七日同第一四五号

同三十七年五月一五日同第一三三号

同四〇年三月三十一日同第一五号

同四二年八月一日同第一二〇号

同六〇年七月一二日同第九〇号

平成一〇年六月一二日同第一〇一号

同一一年七月一六日同第八七号

同一一年一二月二二日同第一六〇号

同一四年五月一〇日同第四一号

同一八年六月二日同第五〇号

同一九年六月二七日同第九六号

同二〇年六月一一日同第五九号

同二三年六月二二日同第七〇号

同二三年六月二四日同第七四号

同二三年八月三〇日同第一〇五号

同二三年一二月一四日同第一二二号

図書館法をここに公布する。

図書館法

目次

第一章 総則(第一条—第九条)

第二章 公立図書館(第十条—第二十三条)

第三章 私立図書館(第二十四条—第二十九条)

附則

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)の精神に基き、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの(学校に附属する図書館又は図書室を除く。)をいう。

2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する図書館を私立図書館という。

(昭二七法三〇五・平一八法五〇・一部改正)

(図書館奉仕)

第三条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- 一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料(電磁的記録(電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。))を含む。以下「図書館資料」という。)を収集し、一般公衆の利用に供すること。
- 二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
- 三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。
- 四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。
- 五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。
- 六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。

- 七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。
- 八 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。
- 九 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

(平二〇法五九・一部改正)

(司書及び司書補)

第四条 図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する。

2 司書は、図書館の専門的事務に従事する。

3 司書補は、司書の職務を助ける。

(司書及び司書補の資格)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、司書となる資格を有する。

一 大学を卒業した者で大学において文部科学省令で定める図書館に関する科目を履修したもの

二 大学又は高等専門学校を卒業した者で次条の規定による司書の講習を修了したもの

三 次に掲げる職にあつた期間が通算して三年以上になる者で次条の規定による司書の講習を修了したもの

イ 司書補の職

ロ 国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校の附属図書館における職で司書補の職に相当するもの

ハ ロに掲げるもののほか、官公署、学校又は社会教育施設における職で社会教育主事、学芸員その他の司書補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するもの

2 次の各号のいずれかに該当する者は、司書補となる資格を有する。

一 司書の資格を有する者

二 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者で次条の規定による司書補の講習を修了したもの

(昭三六法一四五・平一〇法一〇一・平二〇法五九・一部改正)

(司書及び司書補の講習)

第六条 司書及び司書補の講習は、大学が、文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

2 司書及び司書補の講習に関し、履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。ただし、その履修すべき単位数は、十五単位を下ることができない。

(昭二七法一八五・平一一法一六〇・一部改正)

(司書及び司書補の研修)

第七条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、司書及び司書補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

(平二〇法五九・全改)

(設置及び運営上望ましい基準)

第七条の二 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

(平二〇法五九・追加)

(運営の状況に関する評価等)

第七条の三 図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(平二〇法五九・追加)

(運営の状況に関する情報の提供)

第七条の四 図書館は、当該図書館の図書館奉仕に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該図書館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(平二〇法五九・追加)

(協力の依頼)

第八条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の図書館奉仕を促進するために、市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会に対し、総合目録の作製、貸出文庫の巡回、図書館資料の相互貸借等に関して協力を求めることができる。

(昭三一法一六三・一部改正)

(公の出版物の収集)

第九条 政府は、都道府県の設置する図書館に対し、官報その他一般公衆に対する広報の用に供せられる独立行政法人国立印刷局の刊行物を二部提供するものとする。

2 国及び地方公共団体の機関は、公立図書館の求めに応じ、これに対して、それぞれの発行する刊行物その他の資料を無償で提供することができる。

(昭二七法二七〇・平一四法四一・一部改正)

第二章 公立図書館

(設置)

第十条 公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

(昭三一法一六三・一部改正)

第十一条及び第十二条 削除

(昭六〇法九〇)

(職員)

第十三条 公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。

2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、図書館奉仕の機能の達成に努めなければならない。

(昭三一法一四八・昭三六法一四五・昭三七法一三三・平一一法八七・一部改正)

(図書館協議会)

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第十五条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

(平一一法八七・平二〇法五九・平二三法一〇五・一部改正)

第十六条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

(昭三一法一六三・昭三四法一五八・平一一法八七・平二三法一〇五・一部改正)

(入館料等)

第十七条 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。

第十八条及び第十九条 削除

(平二〇法五九)

(図書館の補助)

第二十条 国は、図書館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、図書館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助すること

ができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

(昭三四法一五八・全改)

第二十一条及び第二十二条 削除

(平一一法八七)

第二十三条 国は、第二十条の規定による補助金の交付をした場合において、左の各号の一に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。

一 図書館がこの法律の規定に違反したとき。

二 地方公共団体が補助金の交付の条件に違反したとき。

三 地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

第三章 私立図書館

第二十四条 削除

(昭四二法一二〇)

(都道府県の教育委員会との関係)

第二十五条 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、指導資料の作製及び調査研究のために必要な報告を求めることができる。

2 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、その求めに応じて、私立図書館の設置及び運営に関して、専門的、技術的の指導又は助言を与えることができる。

(昭三一法一六三・一部改正)

(国及び地方公共団体との関係)

第二十六条 国及び地方公共団体は、私立図書館の事業に干渉を加え、又は図書館を設置する法人に対し、補助金を交付してはならない。

第二十七条 国及び地方公共団体は、私立図書館に対し、その求めに応じて、必要な物資の確保につき、援助を与えることができる。

(入館料等)

第二十八条 私立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対する対価を徴収することができる。

(図書館同種施設)

第二十九条 図書館と同種の施設は、何人もこれを設置することができる。

2 第二十五条第二項の規定は、前項の施設について準用する。

(昭三一法一六三・一部改正)

附 則 抄

- 1 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。但し、第十七条の規定は、昭和二十六年四月一日から施行する。
- 2 図書館令(昭和八年勅令第百七十五号)、公立図書館職員令(昭和八年勅令第百七十六号)及び公立図書館司書検定試験規程(昭和十一年文部省令第十八号)は、廃止する。
- 4 この法律施行の際、現に公立図書館、旧図書館令第四条若しくは第五条の規定により設置された図書館、国立国会図書館又は学校に附属する図書館において館長若しくは司書又は司書補の職務に相当する職務に従事する職員(大学以外の学校に附属する図書館の職員にあつては、教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)第四条に規定する普通免許状若しくは仮免許状を有する者又は教育職員免許法施行法(昭和二十四年法律第百四十八号)第一条の規定により普通免許状若しくは仮免許状を有するものとみなされる者に限る。)は、第五条の規定にかかわらず、この法律施行後五年間は、それぞれ司書又は司書補となる資格を有するものとする。

(昭二七法一八五・一部改正)
- 5 この法律施行の際、現に公立図書館又は私立図書館において館長、司書又は司書補の職務に相当する職務に従事する職員は、別に辞令を発せられない限り、それぞれ館長、司書又は司書補となつたものとする。
- 6 第四項の規定により司書又は司書補となる資格を有する者は、この法律施行後五年間に第六条の規定による司書又は司書補の講習を受けた場合においては、この法律施行後五年を経過した日以後においても、第五条の規定にかかわらず、司書又は司書補となる資格を有するものとする。但し、第四項の規定により司書補となる資格を有する者(大学を卒業した者を除く。)が司書の講習を受けた場合においては、第五条第一項第三号の規定の適用があるものとする。
- 7 旧図書館職員養成所を卒業した者は、第五条の規定にかかわらず、司書となる資格を有するものとする。

(昭四〇法一五・一部改正)
- 8 旧国立図書館附属図書館職員養成所又は旧文部省図書館講習所を卒業した者及び旧公立図書館司書検定試験規程による検定試験に合格した者は、第六条の規定による司書の講習を受けた場合においては、第五条の規定にかかわらず、司書となる資格を有するものとする。
- 10 第五条第一項並びに附則第四項及び第六項の大学には、旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)、旧高等学校令(大正七年勅令第三百八十九号)、旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)又は旧教員養成諸学校官制(昭和二十一

年勅令第二百八号)の規定による大学、大学予科、高等学校高等科、専門学校及び教員養成諸学校並びに文部科学省令で定めるこれらの学校に準ずる学校を含み、第五条第二項第二号に規定する学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者には、旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)、旧高等学校令若しくは旧青年学校令(昭和十四年勅令第二百五十四号)の規定による中等学校、高等学校尋常科若しくは青年学校本科又は文部科学省令で定めるこれらの学校に準ずる学校を卒業し、又は修了した者を含むものとする。

(平一一法一六〇・平一九法九六・平二〇法五九・一部改正)

11 この法律施行の際、現に市町村の設置する図書館に勤務する職員で地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)施行の際官吏であつたものは、別に辞令を發せられない限り、当該図書館を設置する市町村の職員に任命されたものとする。

(平一一法八七・一部改正)

○中央省庁等改革関係法施行法(平成一一法律一六〇)抄

(処分、申請等に関する経過措置)

第千三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律(以下「改革関係法等」と総称する。)の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

(政令への委任)

第千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成一一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成一八法律五〇)抄

(政令への委任)

第四百五十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による法律の廃止又は改正に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一八年六月二日法律第五〇号) 抄

この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

(施行の日=平成二〇年一二月一日)

(平二三法七四・旧第一項・一部改正)

令和 3 年度 図書館 事務分掌表

20 頁から 23 頁 省略

令和3年度 高島市立図書館運営方針(案)

「高島市教育大綱」を柱とし、高島市立図書館の運営方針を次のとおり定める。

1、市民の要求、課題解決に役立つ資料・情報の提供

多様化する市民のニーズに応えるため、限られた資料費を有効に使い、全館共有の資料として効率的・効果的な図書館資料の収集に努める。

- ・中核館(今津・安曇川)は幅広い年齢層を対象とした図書を、地域館(マキノ・朽木・高島・新旭)は幼児・児童・高齢者向けの図書やその地域のニーズに応じた資料を収集する。
また、各館において、家庭教育に関する資料の収集や高島市の貴重な資料である郷土資料・行政資料を収集保存する。
- ・市内6館の図書については、市民のニーズに応じ、より早く利用できるよう迅速な配送を心掛ける。
- ・高島市立図書館資料収集指針により計画的・効率的な資料収集に努める。

2、より多くの市民の利用促進

これまで図書館を利用されることがない市民に図書館サービスを知ってもらうとともに、高齢者や様々な事情により図書館を利用しにくい市民へのサービスを行う。

- ・読書推進活動の促進と福祉施設等への図書の貸出しを行う。
- ・講座、教室等、図書紹介等の各種読書振興事業を推進し、新しい利用者を開拓する。
- ・市民が自ら学び、考えるための地域の知の拠点として、必要な知識や情報を提供する。

3、子どもと本をつなぐ読書活動の推進

こども園や学校等関係機関と連携して読書活動の推進を図る。

- ・学校、こども園等への訪問貸出や本の森探検、ブックトーク等の事業については関係機関と連携して行い、子どもの読書活動を支援する。
- ・ブックスタート事業を通して、保護者に読書の大切さを知っていただき、家庭での読書の機運を高める。

4、市民の地域づくり、まちづくり活動への支援

おはなしボランティアサークルや読書会、図書館ボランティアなど、図書館(室)を中心に活動する市民が行う活動を支援し、地域のコミュニティに資する図書館づくりを推進する。

- ・おはなし会や講座などの開催、各種読書推進ボランティアの活動を支援する。
- ・地域におけるおはなしサークルの活動を支援する。

5、運営体制の改善と職員の資質向上

市域が広範囲でかつ人的体制に限られるなか、市民のニーズに対し、各館のカウンター業務や読書推進活動など館内外のサービスが低下しないよう柔軟な運営を行う。

- ・今津を核とした北部地域と安曇川を核とした南部地域に分け、中核館と地域館の役割を明確にするとともに、中核館は地域館の支援を行う。
- ・市民の満足度が高いサービスを提供できるよう図書館(室)職員の意識の向上と情報を共有するため職員会議とOJTを定期的で開催する。
- ・図書館職員対象の専門的研修に参加し、レファレンス対応等資質向上に努める。
- ・国立国会図書館が推進するレファレンス協同データベース事業に参加し、利用者の調査活動支援機能の充実を図る。

6、図書館機能の維持

市民の学びを保障する生涯学習施設としての機能保全を図るため、計画的に図書館の維持補修等を行い、長寿命化を図る。

- ・中核館である今津と安曇川両館の機能を維持するため、必要に応じ施設の修繕や改修を行う。今津、安曇川 照明LED化工事設計業委託

令和3年度当初予算事業概要

【一般会計】

(単位:千円)

番号	部署	款	項	目	事業名	前年度 当初予算額	当初 予算額	財源内訳					増減率	主な科目	事業概要					
								国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源								
334	図書館	10	教育費	05	社会教育費	06	図書館費	3,322	7,188				使諸	53 52	7,083	116.4	報酬 旅費 需用費 役務費 委託料 使用料 負担金補助	215 37 849 1,089 1,888 3,063 47	図書館協議会委員報酬:13人 年間3回 職員旅費・図書館協議会委員費用弁償 図書館システム運用経費 市内図書館図書物流業務委託料:年62回 滋賀県図書館協議会等負担金	215千円 37千円 5,661千円 1,228千円 47千円
335	図書館	10	教育費	05	社会教育費	06	図書館費	59,570	61,604						61,604	3.4	報酬 職員手当等 報償費 旅費 需用費 役務費 委託料 使用料	34,354 6,808 198 1,163 12,994 700 4,805 582	市民の生涯学習を支える拠点施設として、図書館サービスを維持向上させるために、6館を連携して運営するとともに、適切な施設の維持管理を行います。また、市民の読書活動を推進するため、乳幼児期からすべての年齢層を対象としたおはなし会等の行事を計画的・効果的に行います。 マキノ図書館 今津図書館 朽木図書サロン 安曇川図書館 新旭図書室 高島図書室	5,809千円 21,311千円 5,536千円 18,716千円 5,126千円 5,106千円
336	図書館	10	教育費	05	社会教育費	06	図書館費	9,800	9,800				諸	1	9,799	0.0	需用費	9,800	生涯学習の拠点施設として、市民や地域の課題解決や生きがいづくりに役立つ資料の収集に努めるとともに、資料の質の向上と長期的な視野に立った蔵書構成にします。 マキノ図書館 950千円(図書 643点 視聴覚 10点) 今津図書館 3,000千円(図書 2,071点 視聴覚 20点) 朽木図書サロン 950千円(図書 643点 視聴覚 10点) 安曇川図書館 3,000千円(図書 2,071点 視聴覚 20点) 高島図書室 950千円(図書 643点 視聴覚 10点) 新旭図書室 950千円(図書 643点 視聴覚 10点) 合計 9,800千円(図書 6,714点 視聴覚 80点)	
337	図書館	10	教育費	05	社会教育費	06	図書館費	665	665						665	0.0	報償費 需用費	191 474	ブックスタート従事者謝礼等(延べ120人) ブックスタートサポーター養成講座講師謝礼 配布用絵本(300人×2回)	180千円 11千円 474千円
計						73,357	79,257							106	79,151	108.0				

令和3年度3月補正予算事業概要

【一般会計】

(単位:千円)

番号	部署	款	項	目	事業名	前年度 当初予算額	補正額	財源内訳					増減率	主な科目	事業概要					
								国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源								
63	図書館	10	教育費	05	社会教育費	06	図書館費	106,258	6,864					6,500		364	△ 93.5	委託料	6,864	照明設備の老朽化のため、LED化工事に向けて設計業務を委託し、省エネルギーと施設の長寿命化を図ります。 今津図書館照明LED化工事設計業務委託料 安曇川図書館照明LED化工事設計業務委託料

令和2年度 利用統計(団体含)

貸出冊数(冊)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
今津	R2年度	13,261	7,726	14,141	18,959	20,659	18,371	15,210	12,074	14,078	14,824	14,298	14,903	178,504
	R1年度	17,279	16,365	17,659	18,675	19,895	17,722	16,171	15,922	15,538	16,275	17,216	17,677	206,394
	前年比	76.7	47.2	80.0	101.5	103.8	103.6	94.0	75.8	90.6	91.0	83.0	84.3	86.4
マキノ	R2年度	2,548	1,614	3,719	4,960	3,487	2,872	2,930	2,257	3,546	2,951	2,996	2,801	36,681
	R1年度	2,996	3,239	3,250	4,397	3,556	3,112	3,386	3,447	3,674	3,304	3,588	2,977	40,926
	前年比	85.0	49.8	114.4	112.8	98.0	92.2	86.5	65.4	96.5	89.3	83.5	94.0	89.6
朽木	R2年度	1,708	1,339	2,014	2,590	2,872	2,702	2,057	1,785	2,094	2,536	2,231	2,098	26,026
	R1年度	3,040	3,727	3,817	3,225	2,475	3,587	3,776	3,561	2,348	3,787	3,365	2,298	39,006
	前年比	56.1	35.9	52.7	80.3	116.0	75.3	54.4	50.1	89.1	66.9	66.3	91.2	66.7
安曇川	R2年度	18,149	9,213	16,552	744	0	48	18,036	13,160	15,381	19,328	19,445	15,873	145,929
	R1年度	17,017	20,034	21,652	21,086	24,202	19,522	20,054	20,662	19,699	19,579	22,201	20,353	246,061
	前年比	106.6	45.9	76.4	3.5	0.0	0.2	89.9	63.6	78.0	98.7	87.5	77.9	59.3
高島	R2年度	2,040	1,391	1,862	5,840	6,358	5,515	2,880	1,825	2,434	2,286	2,138	1,861	36,430
	R1年度	2,123	2,192	2,593	2,568	2,623	2,125	2,371	2,189	2,131	2,010	2,638	2,548	28,111
	前年比	96.0	63.4	71.8	227.4	242.3	259.5	121.4	83.3	114.2	113.7	81.0	73.0	129.5
新旭	R2年度	2,965	1,588	2,448	5,231	6,138	4,898	3,773	2,376	2,972	2,972	3,509	3,600	42,470
	R1年度	2,968	2,756	3,471	4,192	3,517	2,678	2,764	3,097	3,754	2,660	3,139	3,371	38,367
	前年比	99.8	57.6	70.5	124.7	174.5	182.8	136.5	76.7	79.1	111.7	111.7	106.7	110.6
総合計	R2年度	40,671	22,871	40,736	38,324	39,514	34,406	44,886	33,477	40,505	44,897	44,617	41,136	466,040
	R1年度	45,423	48,313	52,442	54,143	56,268	48,746	48,522	48,878	47,144	47,615	52,147	49,224	598,865
	前年比	89.5	47.3	77.6	70.7	70.2	70.5	92.5	68.4	85.9	94.2	85.5	83.5	77.8

貸出延人数(人)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
今津	R2年度	2,775	1,768	3,419	4,221	4,364	3,975	3,663	2,551	3,085	3,304	3,273	3,378	39,776
	R1年度	4,135	4,054	4,446	4,563	4,770	4,422	3,889	4,083	4,009	3,982	4,414	4,148	50,915
	前年比	67.1	43.6	76.9	92.5	91.4	89.8	94.1	62.4	76.9	82.9	74.1	81.4	78.1
マキノ	R2年度	494	327	599	863	697	597	608	373	619	549	550	524	6,800
	R1年度	628	684	696	805	761	688	735	711	714	620	703	670	8,415
	前年比	78.6	47.8	86.0	107.2	91.5	86.7	82.7	52.4	86.6	88.5	78.2	78.2	80.8
朽木	R2年度	327	208	356	463	454	453	396	251	316	389	433	362	4,408
	R1年度	544	672	715	665	593	620	702	674	473	642	654	511	7,465
	前年比	60.1	30.9	49.7	69.6	76.5	73.0	56.4	37.2	66.8	60.5	66.2	70.8	59.0
安曇川	R2年度	2,875	1,561	2,962	65	0	13	3,145	2,134	2,664	3,112	3,213	2,962	24,706
	R1年度	3,348	3,961	4,218	4,040	4,628	3,845	3,831	3,945	3,630	3,853	4,060	3,636	46,995
	前年比	85.8	39.4	70.2	1.6	0.0	0.3	82.0	54.0	73.3	80.7	79.1	81.4	52.5
高島	R2年度	410	279	418	1,165	1,313	1,169	637	366	480	478	417	419	7,551
	R1年度	527	534	619	621	667	561	553	545	535	479	619	530	6,790
	前年比	77.7	52.2	67.5	187.6	196.8	208.3	115.1	67.1	89.7	99.7	67.3	79.0	111.2
新旭	R2年度	637	335	589	1,228	1,378	1,132	831	497	604	628	696	711	9,266
	R1年度	739	795	852	1,123	850	781	698	836	961	724	814	778	9,951
	前年比	86.1	42.1	69.1	109.3	162.1	144.9	119.0	59.4	62.8	86.7	85.5	91.3	93.1
総合計	R2年度	7,518	4,478	8,343	8,005	8,206	7,339	9,280	6,172	7,768	8,460	8,582	8,356	92,507
	R1年度	9,921	10,700	11,546	11,817	12,269	10,917	10,408	10,794	10,322	10,300	11,264	10,273	130,531
	前年比	75.7	41.8	72.2	67.7	66.8	67.2	89.1	57.1	75.2	82.1	76.1	81.3	70.8

令和2年度 利用統計(団体含)

予約件数

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
今津	R2年度	464	430	790	923	988	749	858	518	587	743	749	775	8,574
	R1年度	852	866	914	1,113	1,351	1,053	820	980	834	805	852	831	11,271
	前年比	54.4	49.6	86.4	82.9	73.1	71.1	104.6	52.8	70.3	92.2	87.9	93.2	76.0
マキノ	R2年度	168	98	153	231	193	153	169	85	128	162	157	150	1,847
	R1年度	325	191	227	232	208	218	235	217	215	165	221	142	2,596
	前年比	51.6	51.3	67.4	99.5	92.7	70.1	71.9	39.1	59.5	98.1	71.0	105.6	71.1
朽木	R2年度	135	160	185	252	130	173	206	106	213	281	265	173	2,279
	R1年度	365	429	364	323	286	365	367	371	240	533	492	211	4,346
	前年比	36.9	37.2	50.8	78.0	45.4	47.3	56.1	28.5	88.7	52.7	53.8	81.9	52.4
安曇川	R2年度	446	499	573	16	5	19	616	295	506	483	569	531	4,558
	R1年度	572	587	725	622	838	765	775	670	540	637	645	770	8,146
	前年比	77.9	85.0	79.0	2.5	0.5	2.4	79.4	44.0	93.7	75.8	88.2	68.9	55.9
高島	R2年度	87	73	146	357	260	348	259	98	244	176	187	152	2,387
	R1年度	158	187	284	208	187	239	154	205	235	206	139	164	2,366
	前年比	55.0	39.0	51.4	171.6	139.0	145.6	168.1	47.8	103.8	85.4	134.5	92.6	100.8
新旭	R2年度	114	35	98	220	195	205	101	55	114	102	121	128	1,488
	R1年度	118	134	116	80	102	141	132	87	113	99	128	111	1,361
	前年比	96.6	26.1	84.4	275.0	191.1	145.3	76.5	63.2	100.8	103.0	94.5	115.3	109.3
Web	R2年度	1,683	1,411	1,774	1,741	1,898	1,724	2,034	1,371	1,757	2,178	2,074	1,729	21,374
	R1年度	1,744	1,660	1,827	1,797	1,987	1,590	1,762	1,739	1,635	2,088	2,093	1,947	21,869
	前年比	96.5	85.0	97.0	96.8	95.5	108.4	115.4	78.8	107.4	104.3	99.0	88.8	97.7
総合計	R2年度	3,097	2,706	3,719	3,740	3,669	3,371	4,243	2,528	3,549	4,125	4,122	3,638	42,507
	R1年度	4,134	4,054	4,457	4,375	4,959	4,371	4,245	4,269	3,812	4,533	4,570	4,176	51,955
	前年比	74.9	66.7	83.4	85.4	73.9	77.1	99.9	59.2	93.1	90.9	90.1	87.1	81.8

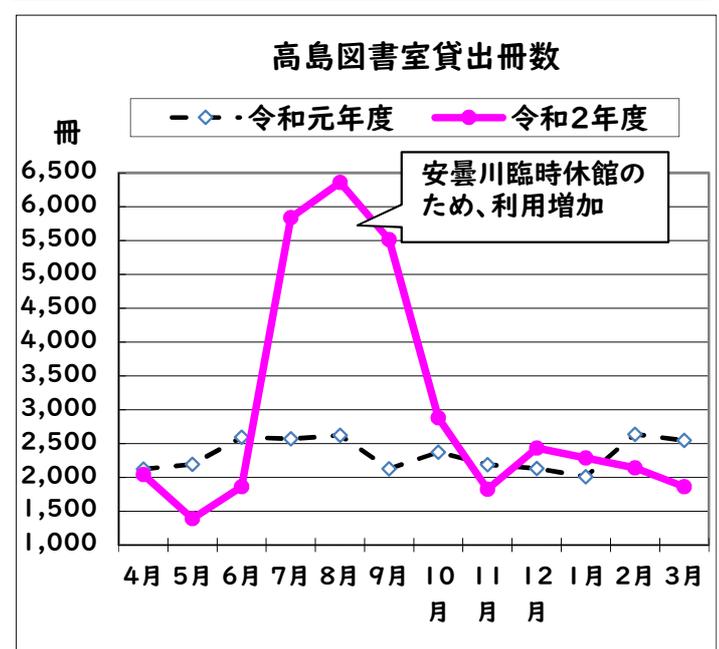
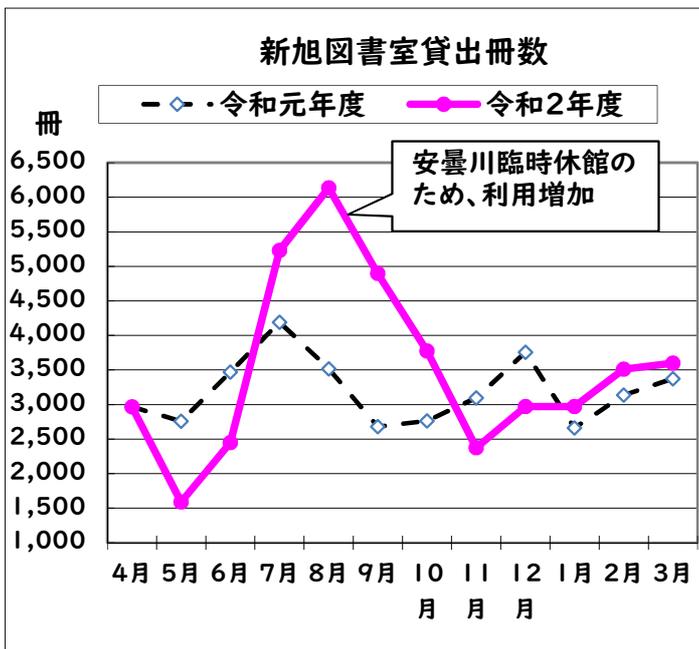
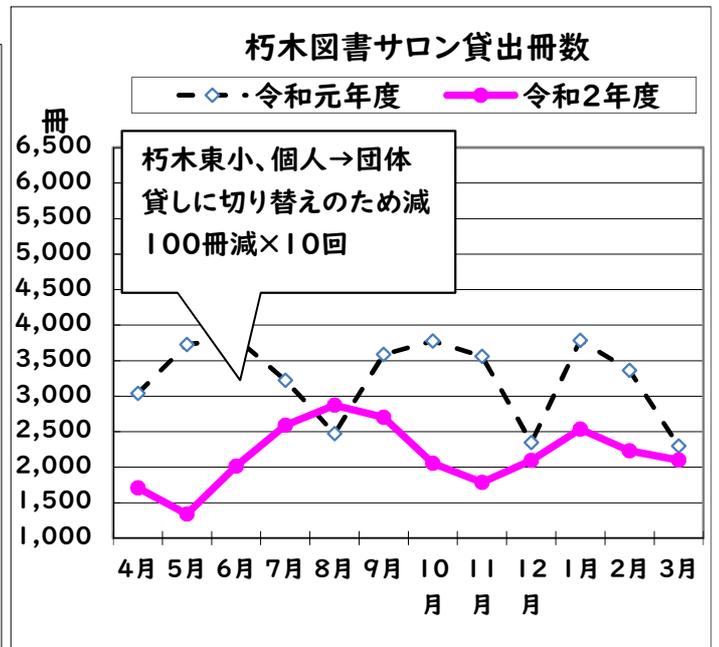
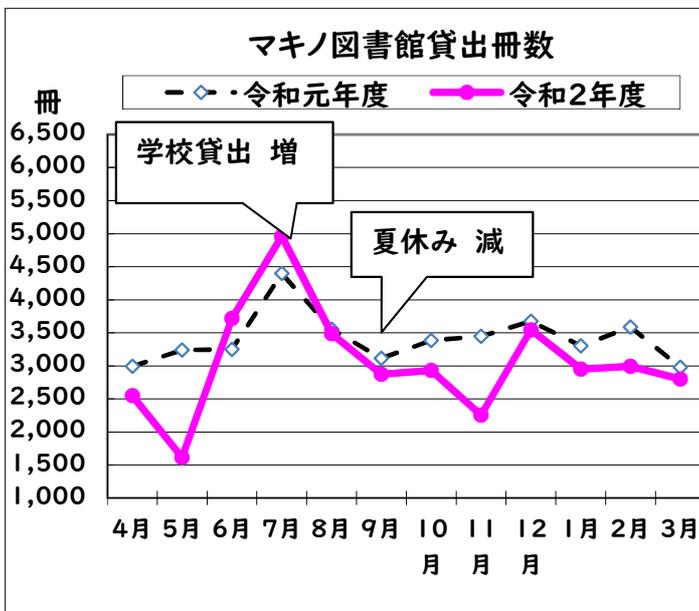
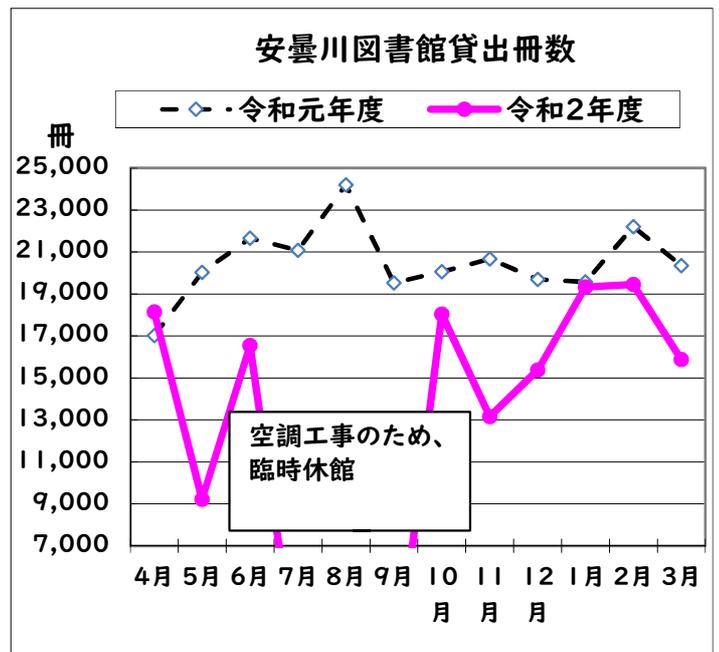
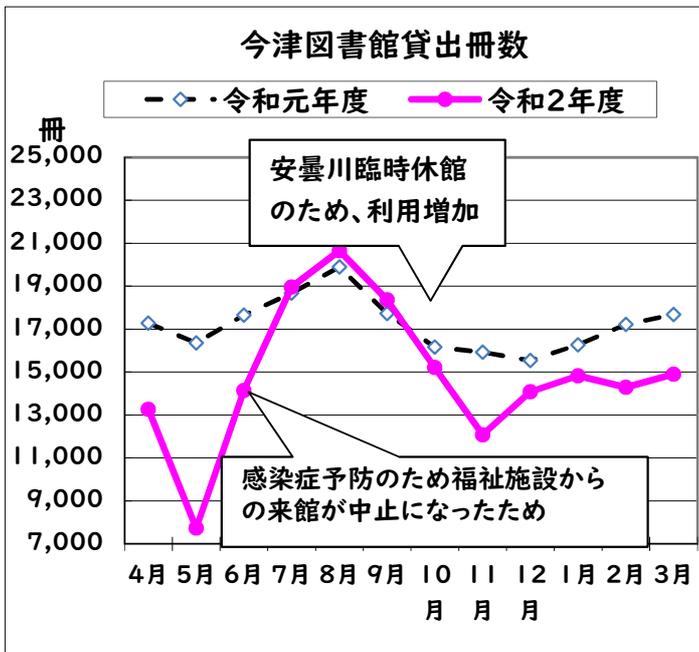
登録者数(人)

		登録者数		※有効登録		有効登録	
			※うち児童		うち児童	のうち自治体	うち児童
今津	R2年度	13,811	898	3,115	374	3,053	373
	R1年度	13,736	957	3,901	581	3,801	580
	前年比	100.5	93.8	79.8	64.3	80.3	64.3
マキノ	R2年度	1,702	225	475	178	469	178
	R1年度	1,681	239	548	202	538	202
	前年比	101.2	94.1	86.6	88.1	87.1	88.1
朽木	R2年度	1,028	79	248	49	235	48
	R1年度	1,025	85	314	74	294	70
	前年比	100.2	92.9	78.9	66.2	79.9	68.5
安曇川	R2年度	11,377	1,036	2,526	474	2,492	474
	R1年度	11,275	1,079	3,505	777	3,446	779
	前年比	100.9	96.0	72.0	61.0	72.3	60.8
高島	R2年度	1,406	92	358	55	354	55
	R1年度	1,373	90	415	62	406	62
	前年比	102.4	102.2	86.2	88.7	87.1	88.7
新旭	R2年度	2,146	379	484	180	480	180
	R1年度	2,101	456	687	341	679	341
	前年比	102.1	83.1	70.4	52.7	70.6	52.7
総合計	R2年度	31,470	2,709	7,206	1,310	7,083	1,308
	R1年度	31,191	2,906	9,370	2,037	9,164	2,034
	前年比	100.8	93.2	76.9	64.3	77.2	64.3

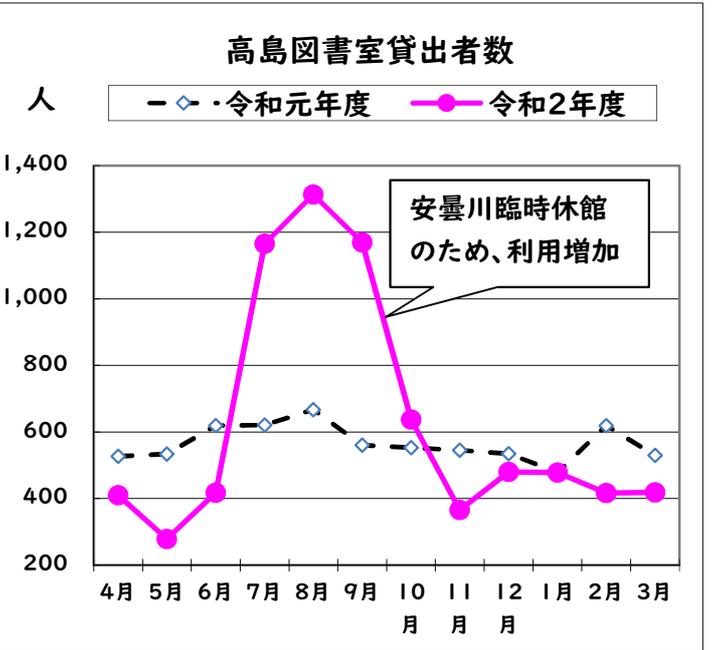
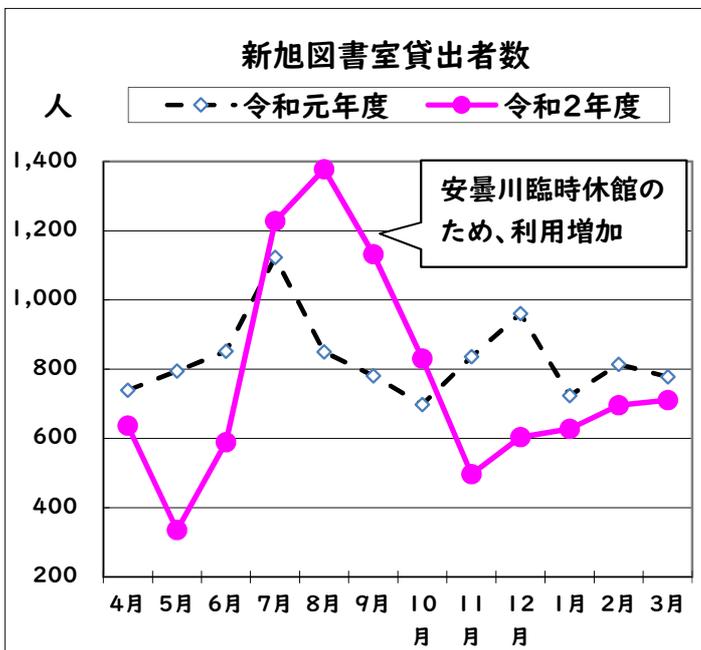
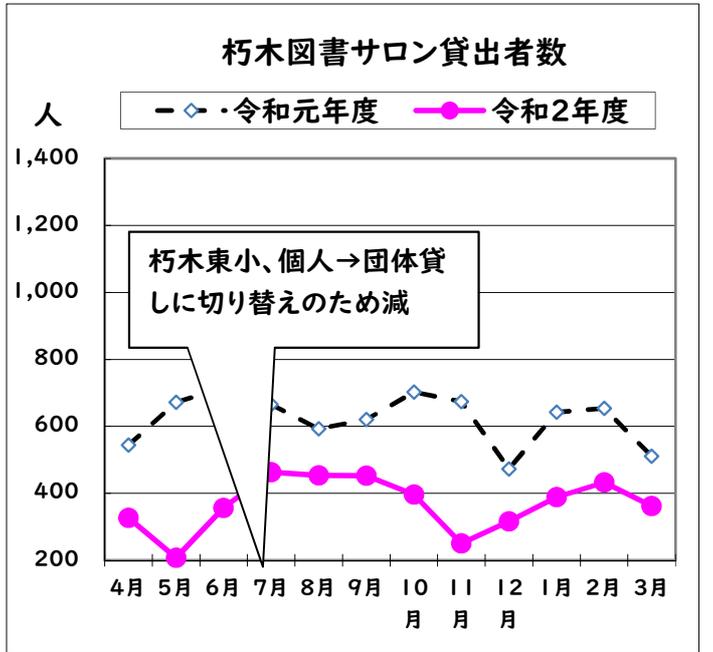
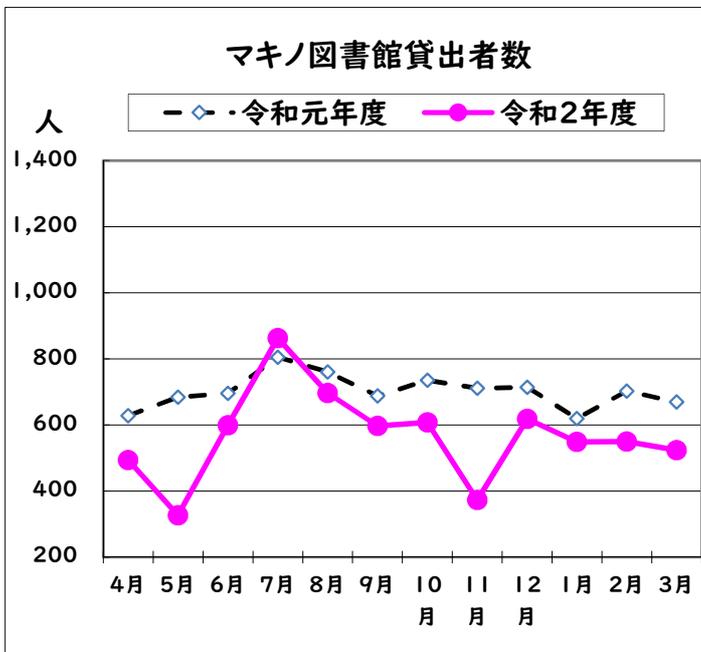
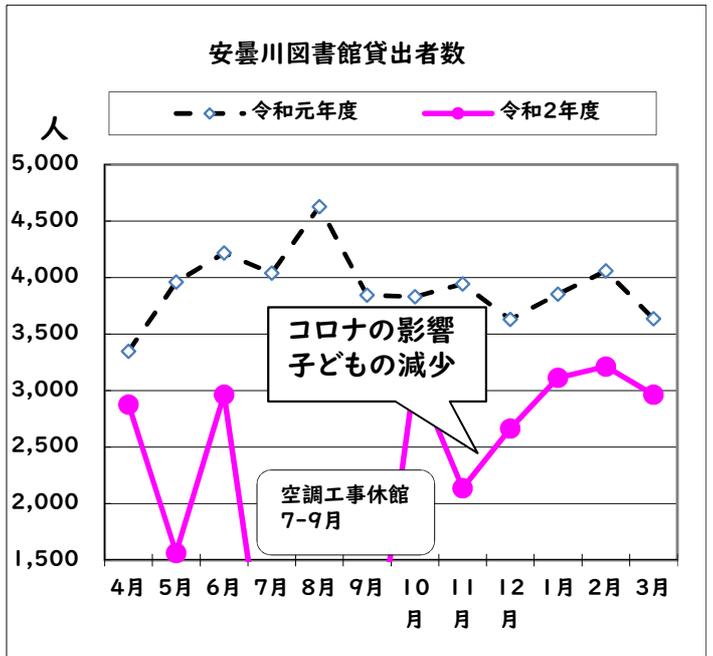
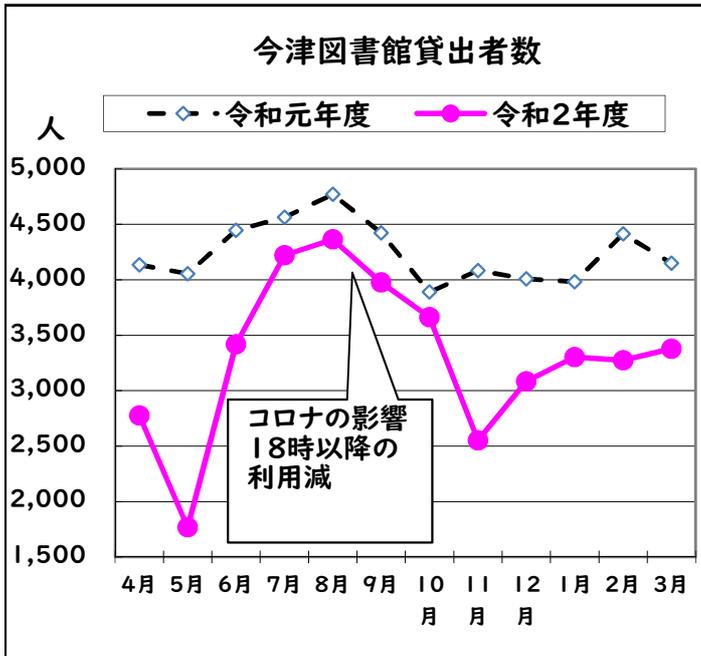
※うち児童・・・小学生以下

※有効登録・・・その年度に借りた実人数

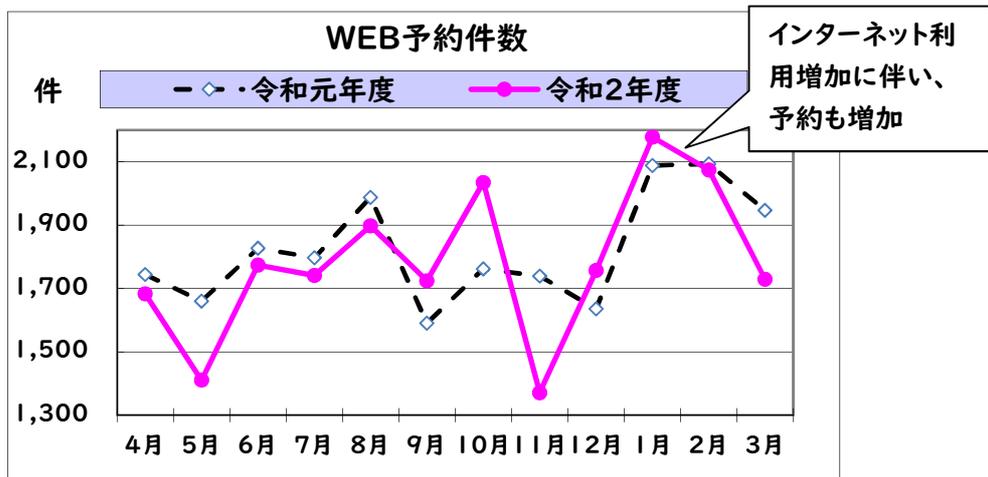
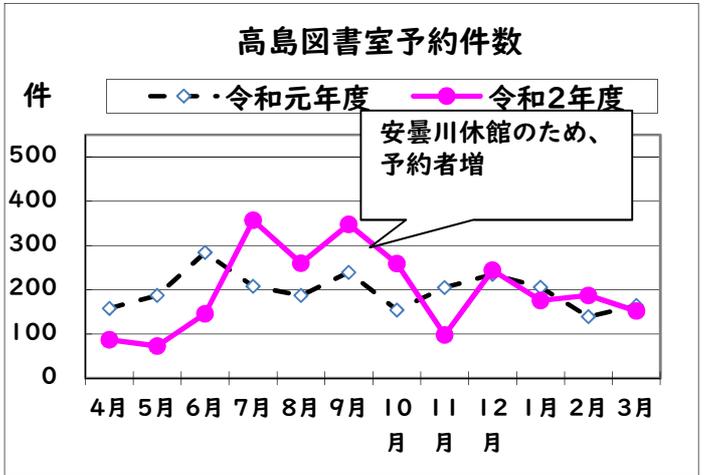
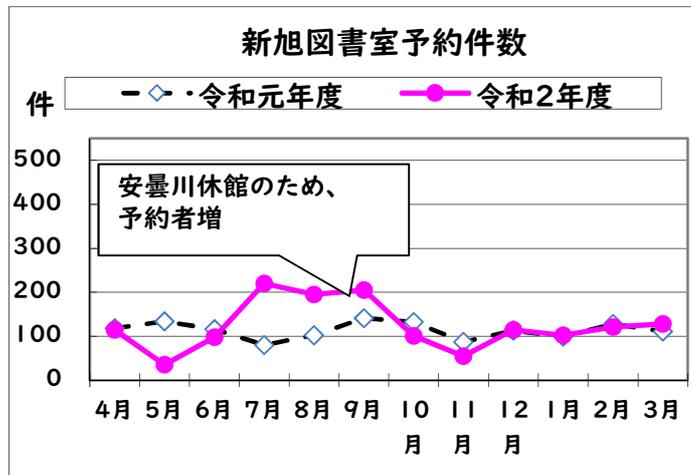
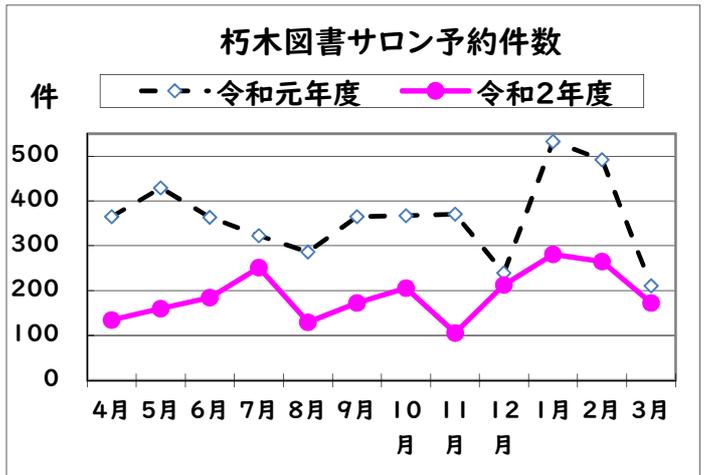
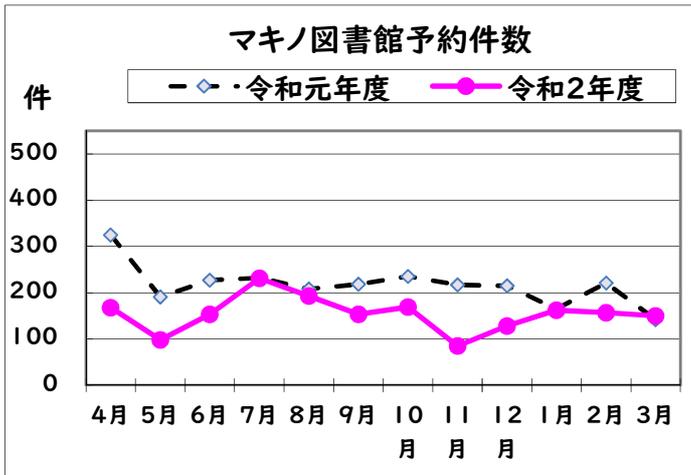
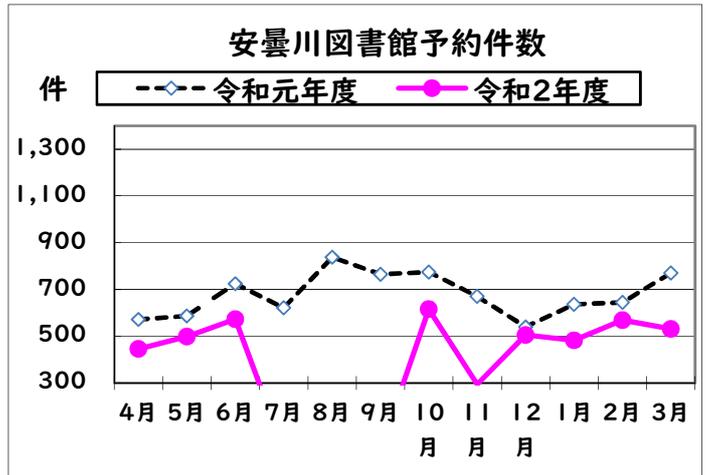
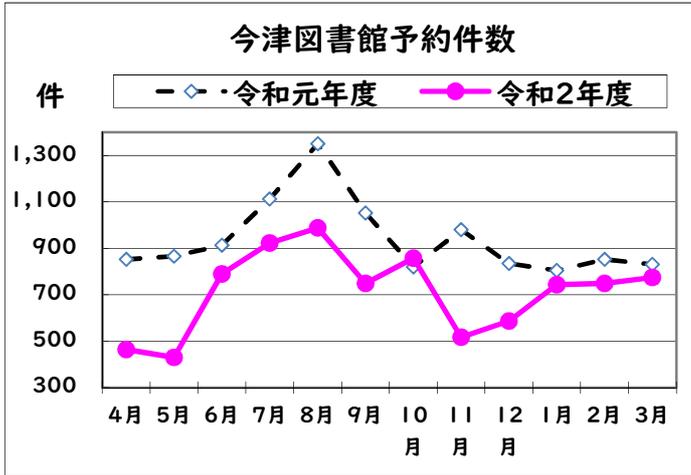
貸出冊数比較(令和元年度・令和2年度)



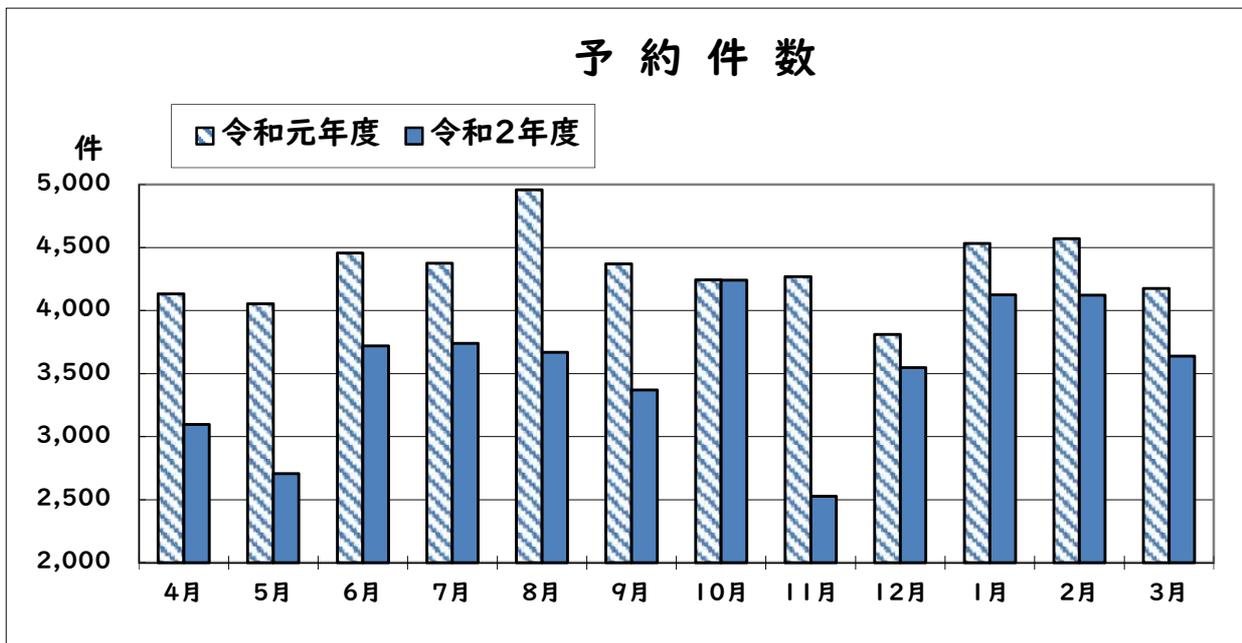
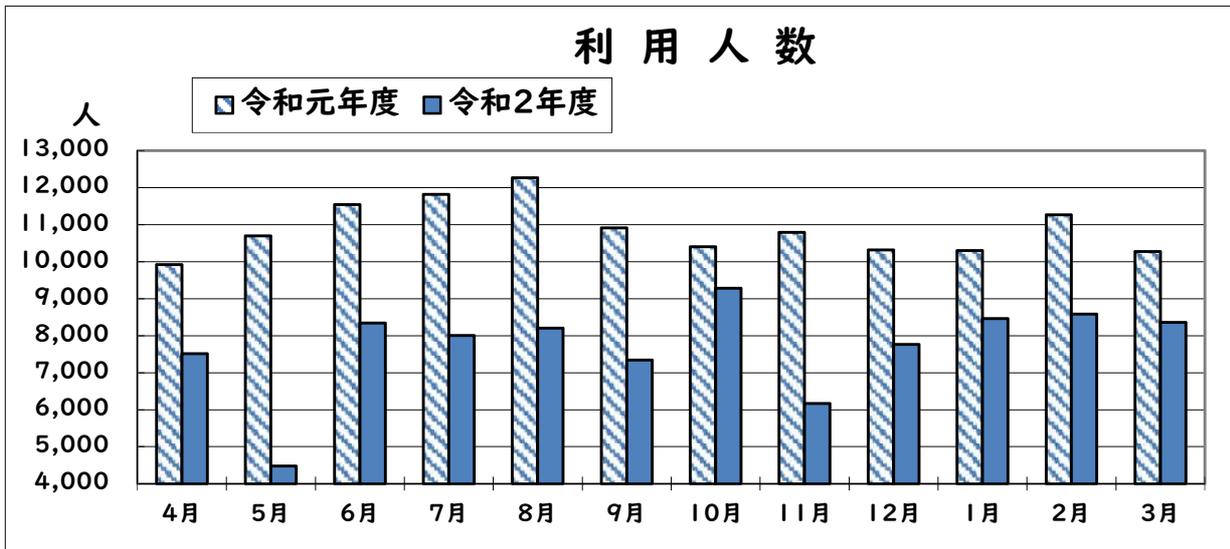
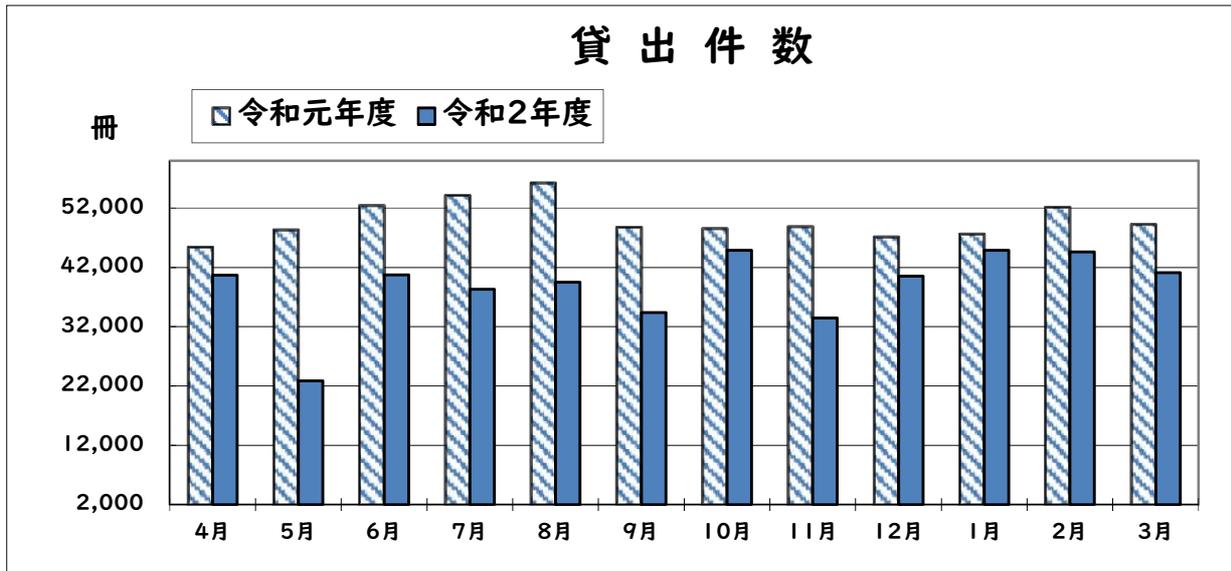
貸出者数比較(令和元年度・令和2年度)



予約件数比較(令和元年度・令和2年度)



全館合計比較(令和元年度・令和2年度)



来館者数(延べ)

(人)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
今津	R2年度	2,382	1,675	3,301	4,568	5,075	4,332	3,933	2,666	3,377	3,651	3,651	3,898	42,509
	R元年度	4,168	3,954	4,230	4,571	5,401	4,419	3,686	4,078	3,844	4,046	4,614	4,516	51,527
	前年比	57.1	42.3	78	99.9	93.9	98	106.7	65.3	87.8	90.2	79.1	86.3	82.4
マキノ	R2年度	492	315	508	620	669	532	551	396	476	483	530	513	6,085
	R元年度	575	681	751	710	942	643	729	755	634	616	647	665	8,348
	前年比	85.5	46.2	67.6	87.3	71	82.7	75.5	52.4	75	78.4	81.9	77.1	72.8
朽木	R2年度	277	147	235	386	407	396	315	248	317	328	418	335	3,809
	R元年度	405	485	551	746	852	519	529	641	432	425	403	508	6,496
	前年比	68.3	30.3	42.6	51.7	47.7	76.3	59.5	38.6	73.3	77.1	103.7	65.9	58.6
安曇川	R2年度	2,842	1,420	2,643	0	0	0	2,844	1,734	2,456	2,908	3,203	2,991	23,041
	R元年度	3,960	4,608	5,367	5,244	6,632	4,674	4,488	4,804	4,535	4,613	5,073	4,651	58,649
	前年比	71.7	30.8	49.2	0	0	0	63.3	36	54.1	63	63.1	64.3	39.2
高島	R2年度	401	286	362	1,213	1,320	843	585	356	502	395	418	474	7,155
	R元年度	595	580	745	739	900	694	761	718	717	614	779	549	8,391
	前年比	67.3	49.3	48.5	164.1	146.6	121.4	76.8	49.5	70	64.3	53.6	86.3	85.2
新旭	R2年度	659	392	689	1,353	1,615	1,267	930	526	768	718	838	889	10,644
	R元年度	997	1,057	1,126	1,175	1,285	989	962	1,366	1,056	990	1,148	978	13,129
	前年比	66	37	61.1	115.1	125.6	128.1	96.6	38.5	72.7	72.5	72.9	90.8	81
総合計	R2年度	7,053	4,235	7,738	8,140	9,086	7,370	9,158	5,926	7,896	8,483	9,058	9,100	93,243
	R元年度	10,700	11,365	12,770	13,185	16,012	11,938	11,155	12,362	11,218	11,304	12,664	11,867	146,540
	前年比	65.9	37.2	60.5	61.7	56.7	61.7	82	47.9	70.3	75	71.5	76.6	63.6

◆令和2年度 事業報告◆

○図書館協議会の設置

●高島市図書館協議会委員

図書館協議会委員は、図書館の運営内容を協議するため、教育委員会が任命している。

委員数	13人	任期	2年	委嘱期間	平成31年4月1日～ 令和3年3月31日
委員	平松成美、藤原公明、桂田孝司、齋藤淳子、井上恵美、山本恵子、 桑原栄子、嶋崎ひな子、福原博美、山本永子、山本富美子、田川美智恵、 梅村陽子（順不同/敬称略）				

●高島市図書館協議会

図書館の運営に関し、館長の諮問に応じるとともに、図書館の行う図書館奉仕について、館長に対して意見を述べる機関である。



図書館協議会

名称	高島市図書館協議会
会長	平松 成美
副会長	福原 博美

開催日		場所	出席者数	協議内容
第1回	令和2年8月25日(火)	今津図書館 視聴覚室	11人	・令和元年度事業概要、令和2年度運営方針について
第2回	令和2年12月1日(火)	今津図書館 視聴覚室	10人	・新図書館システムについて ・利用状況、蔵書点検の結果について、 ・本との出会い（意見交換）
第3回	令和3年2月18日(木)	安曇川図書館 視聴覚室	12人	・蔵書点検後不明本の推移について ・利用状況について ・本との出会い2（意見交換）

○図書館の運営・管理

●利用人数・蔵書数・貸出冊数・図書等の購入

施設名称	開館日数	利用人数	蔵書数	貸出冊数	資料整備 (図書等購入数)		
					図書	DVD	CD
マキノ図書館	228	6,800	78,818	36,681	590	3	4
今津図書館	228	39,776	190,471	178,504	1,824	11	0
新旭図書室	228	9,266	40,519	42,470	671	3	4
安曇川図書館	162	24,706	200,138	145,929	2,014	4	0
高島図書室	228	7,551	55,649	36,430	669	3	0
朽木図書サロン	228	4,408	61,953	26,026	631	1	0
合計	1,302	92,507	627,548	466,040	6,399	25	8

参考：県内他自治体（市）との比較（データは令和元年度のものです）

自治体名	高島	守山	野洲	米原	草津	東近江	栗東	長浜	近江八幡
年間貸出冊数 (市民100人当)	1,122	1,204	1,086	959	840	814	780	738	718
年間貸出冊数 (登録者1人当)	59	42	※	50	49	39	39	※	47
蔵書数 (冊・市民100人当)	1,195	434	773	735	388	856	419	841	546

※：年度途中のシステムの更新のため有効登録者数の算出不可

「滋賀の図書館」2019より

○各種業務・サービス等

●文献複写・予約・リクエスト・レファレンス件数

館名	文献複写	予約・リクエスト	レファレンス
マキノ図書館	81	1,847	13
今津図書館	1,699	8,574	81
新旭図書室	178	1,488	4
安曇川図書館	673	4,558	33
高島図書室	794	2,387	4
朽木図書サロン	113	2,279	16
(WEB)	—	21,374	—
合計	3,538	42,507	151

○各種業務・サービス等

●ブックリストの作成

図書館の利用促進および利便性の向上を図るため、利用者の読書への興味を喚起し、図書館が所蔵する役立つ資料を紹介するためブックリストを作成・配布した。

【参 考】新刊案内、YA（ヤングアダルト）

●図書館メールマガジンの配信

登録者に週に2回（火・土曜日）新着資料とおはなし会等の行事の配信を行った。

●国会図書館のデジタル化資料の閲覧

国立国会図書館がデジタル化した資料のうち、絶版等の理由で入手困難な約150万点の資料を今津図書館・安曇川図書館の利用者用インターネット端末（各館1台）から閲覧できるサービスを平成28年より提供。

●国会図書館のレファレンス共同データベース事業の参加

レファレンス共同データベースはレファレンス事例、調べ方マニュアル、特別コレクション及び参加館プロフィールの4種類のコンテンツからなり、全国の図書館が共同構築するもの。平成29年度より参加。

●障がい者サービス

- ・障がいにより図書館利用が困難な方への支援
- ・音訳ボランティアへの支援
- ・デージー（デジタル録音図書）作成の支援
- ・社会福祉法人 虹の会「大地」利用者への読み聞かせ（年5回）（中止）

●多文化サービス

- ・図書館サービスを言語等により利用が困難な方への支援
- ・洋書の提供、日本語学習に必要な図書の収集、洋書等の受入

今年度中止

●職場体験・ボランティアの受け入れ

●金曜午後の朗読会

○読書振興事業

●おはなし会

各館ごとにおはなしボランティアサークルの協力を得て、絵本・紙芝居の読み語りなどのおはなし会を実施した。

館名	実施頻度・実施日	対象者	講師
マキノ図書館	毎月第3土曜日 (8月・1-3月)	幼児・小学生	おはなしボランティアグループ しゃぼん玉ふわふわ

今津図書館	毎月第2日曜日 (8月・1-3月)	幼児・小学生	いまづおはなしサークル
朽木図書サロン	毎月1回(土曜日) (1-3月)	乳幼児・小学生	絵本読み語りサークルほっとけーき
安曇川図書館	毎月第1・第3 日曜日(1-3月)	幼児・小学生	おはなしサークルすい〜とぽてと おはなしサークルくれよん
新旭図書室	毎月第2木曜日 (3月のみ)	乳幼児	新旭図書室おはなしボランティア てんとうむし

中止

- 高島図書室 おはなしびっくり箱によるおはなし会(年間)
 - 今津図書館 おひざでだっこのおはなし会(年間)
 - 安曇川図書館 ちょっとこわーいおはなし会(8月)、クリスマスおはなし会(12月)
- ※その他、ブッククラブ(工作教室など)、ブックトーク、講座講演会、映画上映会

○その他の図書館利用促進の事業

●展 示 (他部局等コラボ)

コロナ禍で、例年通りのイベントが開催できない部局や団体が図書館で展示を行う際、関連資料や図書の特設展示などをおこなった。

期間(展示館)	展示	関連部局
10月1日(木)~10月15日(日) (今津・安曇川館)	創業パネル展	商工振興課
11月29日(日)~12月13日 (日)(全館)	人権啓発特別展示 「人権(じんけん)って なあに？」	高島市人権教育推進協 議会 (社会教育課)
令和3年 1月8日(金)~2月12日(金) (今津・安曇川館)	障がい者スポーツ理解促 進パネル展	滋賀県障がい者スポー ツ指導者協議会 (市民スポーツ課)



《障がい者スポーツ理解促進パネル展》

●その他展示

今年度は、コロナ禍による臨時休館等で展示期間の短縮や展示月の変更等もあったが、今津図書館エントランスの展示は、市民の皆さんや各種団体の皆さんにご出展いただき、毎月違うテーマで展示をすることができた。

月	テーマ	出展者	内容
4月	デジカメ作品展	(東コミセン) デジカメ勉強会	主に高島市内の風景・花の写真を14点展示。
6月	俳句展	今津俳句会	俳句の短冊・色紙等の展示。
7月	里山の小学校の思い出	松居 直和さん	閉校したマキノ北小学校の最後の4年間に撮影された写真展。
8月	筆文字 アート展	100%アーティスト 真鍋 恭子さん	心に響く言葉を様々な書体で書かれた展示。
9月	がん征圧月間	高島市役所 健康推進課	がん検診のすすめや、がんを予防するための生活習慣について紹介(他部局とのコラボ)
10月	今津押し花クラブ作品展	今津押し花クラブ	押し花にした季節の花々を使った作品展。
11月	「何気ない日常をイラストに」展	イラストレーター 竹内 真理さん	子どもたちの日常をイラストにした作品展。
12月	みのさんのクロスステッチ展	美濃 靖子さん	クロスステッチ作品を中心に、籐かごなど手作り作品を多数展示。
1月	作陶展示 「細そう永ごうに」	川邊 一平さん	日常使いの器(和食器:お皿、鉢、茶わんなど)を中心とした創作陶器の作品展。
2月	ニットウェア・ファッション小物展	ニット・小物手作りサロン	手編み作品やアクセサリ、カバンなどを、異素材を組み合わせた作品展示。
3月	サークル彩琶 水彩画展	水彩画サークル 彩琶	高島市内や旅先での四季折々の美しい風景を描いた作品を展示。

※5月は、臨時休館のため、展示を中止。



《エントランス展示 11月》

●出張貸出等

他部局・団体のイベント会場で、関連図書の展示や読み聞かせ、図書の貸出をおこなった。

日付	イベント	関連部局等
9月27日(日)、 10月17日(土)、 12月5日(土)	子育て講座 コロナ禍の子育てを考えよう！ 「新型コロナウイルスを知ろう」 「HAPPY子育て孫育て」 「思春期の子と向き合う」	たかしま結びと育ての 応援団 子ども家庭相談課 社会教育課
11月9日(月)、 12月7日(月) 令和3年 1月12日(火)、 2月8日(月)、 3月8日(月)	今ずっと親子すくすくルーム 「ちくたく」 ＊1歳児までの乳幼児親子対象の 子育てルーム。	健康推進課 子育て支援課
2月28日(日)	「おうちで読書」推進事業 「おうちで読書」ブース出展	滋賀県教育委員会 高島市社会教育課



《子育て講座 関連図書展示》



《ちくたく 関連図書展示》

●その他

・社会教育課とともに図書館ホームページ上で、「家読」推進のためのおすすめ図書を表紙画像と紹介文とともに掲載した。

期間	内容
7月中旬～11月15日(日)	図書館ホームページに、幼児、低・中・高学年・中学生・16-18歳向けの「お家で読書しませんか」のページを開き、それぞれのおすすめ図書を掲載。

・「アマビエ」イラスト展示

厚生労働省が、コロナ禍の啓発アイコンに採用した疫病を払うとされる妖怪「アマビエ」のイラストを、来館者に自由に描いてもらったり、図書館が用意した「アマビエぬり絵」に色塗ってもらったものを館内で展示した。



《アマビエ ぬり絵展示》



《図書消毒作業 流行感染対策》

・図書館のコロナ禍、流行感染予防対策

入館時の検温と手指消毒、マスクの着用に加え、返却された資料の消毒をおこなった。雑誌など消毒液が使えないものは、一定期間事務室内に置き、その後、開架へ出すようにした。

○子ども読書活動推進計画事業

●ブックスタート事業

絵本を通じてより良い親子関係の築きと心豊かな子どもを育てるため、健康診査会場で保護者への説明と絵本のプレゼントをした。また、母子手帳交付時にブックスタートと図書館利用に関するパンフレットを配布した。

※今年度から、1歳児ブックスタートの会場は、図書館から1歳8カ月児健診会場に変更となった。

時期	4カ月児健康診査と1歳8か月児健康診査（1人に対し、2回の実施）
場所	4カ月児、1歳児ともに安曇川保健センター *今津保健センター改修工事のため
対象	4カ月児・1歳8カ月児とその保護者
内容	・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、母子との接触時間を短くするため、説明内容を文書化し、プレゼント絵本とともに保護者に渡す。

●本の森探検事業

本に囲まれた空間にいる心地よさを感じ取ってもらうために、保育園、幼稚園、小学校、中学校などから地域の図書館への訪問を受け入れる。

館名	実施園・学校等
今津図書館	愛隣こども園
朽木図書サロン	朽木こども園
安曇川図書館	藤波こども園・青柳小学校



《本の森探検事業》

●訪問貸出

本に接する機会を提供するために保育園・幼稚園・学校・福祉施設などを定期的に訪問して本の貸し出しを行っている。訪問先によっては貸出時に読み聞かせも行う。

館名	訪問先	
	回数	
マキノ図書館	16	マキノ西小学校（2回）・マキノ南小学校（9回） マキノ東小学校（4回） 特別養護老人ホームさわの風（1回）
今津図書館	36	愛隣こども園（6回） なないろこども園（7回）・清湖園（9回） ケアハウスじゅらく（4回 ※団体貸出） 今津東保育園（10回 ※団体貸出とおはなし会）
安曇川図書館	17	古賀保育園（5回）・本庄小学校（6回） 安曇小学校（6回）
朽木図書サロン	26	朽木東小学校（17回 ※団体貸出） 朽木西小学校（9回 ※団体貸出）
合計	95	